

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十二号

#### 広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則（平成二十六年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表広島県総務局統計業務公募型プロポーザル選定委員会の項の次に次のように加える。

広島県総務局白崎海岸分譲地公募型プロポーザル選定委員会
-----------------------------

五人以内
------

別表広島県地域政策局選挙広報公募型プロポーザル選定委員会の項の次に次のように加える。

広島県地域政策局広島西飛行場跡地公募型プロポーザル選定委員会
--------------------------------

一〇人以内
-------

別表中「広島県健康福祉局働く女性応援施策公募型プロポーザル選定委員会」を「広島県健康福祉局子育て・少子化支援施策公募型プロポーザル選定委員会」に改め、同表広島県健康福祉局治験等広報施策公募型プロポーザル選定委員会の項の次に次のように加える。

広島県商工労働局働く女性応援施策公募型プロポーザル選定委員会
--------------------------------

一〇人以内
-------

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。